

富士見市介護保険事業推進委員会の所掌事項について

1 目的

介護保険事業を円滑に推進するため、富士見市介護保険事業推進委員会を設置する。

2 所掌事項

- ① 高齢者保健福祉計画の策定又は変更に関すること。
- ② 高齢者保健福祉計画の進行管理及び評価に関すること。
- ③ 地域包括支援センターの設置、評価その他運営に関すること。
- ④ 地域密着型サービス等の指定基準又は介護報酬の設定その他運営に関すること。
- ⑤ その他介護保険事業の推進及び運営に関し必要と認める事項

参考

○高齢者保健福祉計画関係

○介護保険法

第117条

11 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

○地域包括支援センター関係

○富士見市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例

第2条

2 地域包括支援センターは、富士見市介護保険事業推進委員会（富士見市介護保険事業推進委員会条例（平成25年条例第24号）に規定する委員会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。

○地域密着型サービス関係

○介護保険法

第42条の2（報酬に関すること）

5 市町村は、前項の当該市町村における地域密着型介護サービス費の額を定めようとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験を有する者の知見の活用を図るために必要な措置を講じなければならない。

第78条の2（指定に関すること）

7 市町村長は、第42条の2第1項本文の指定を行おうとするとき、又は前項第4号若しくは第5号の規定により同条第1項本文の指定をしないこととするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第78条の4（設備及び運営に関すること）

6 市町村は、前項の当該市町村における指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験を有する者の知見の活用を図るために必要な措置を講じなければならない。

○介護予防支援業務委託関係

○富士見市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

第14条（指定介護予防支援の業務の委託に関すること）

指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため、富士見市介護保険事業推進委員会（富士見市介護保険事業推進委員会条例（平成25年条例第24号）に規定する委員会をいう。）の議を経なければならないこと。

○認知症初期集中支援推進事業関係

○富士見市認知症総合支援事業実施要綱

第6条（体制の構築に向けた検討事項に関すること）

市長は、第3条第1号イの支援体制の構築に向けて、次に掲げる事項を検討するため、富士見市介護保険事業推進委員会条例（平成25年条例第24号）第1条に規定する富士見市介護保険事業推進委員会に諮るものとする。

- (1) 支援チームの活動状況に関すること。
- (2) 支援チームと医療関係者等との連携に関すること。
- (3) その他支援チームの活動に関し必要と認める事項。